

## 三重県と株式会社ポケモンとの連携に関する協定

三重県（以下「甲」という。）と株式会社ポケモン（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力の上、ポケットモンスターを活用し、三重県の活性化を図ることを目的とする。

### （連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、連携して次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 三重県のブランド力向上に関すること。
- (2) 観光誘客に関すること。
- (3) 県産品の振興に関すること。
- (4) 公共交通機関の利用促進に関すること。
- (5) 児童・青少年の育成・教育や子育て支援に関すること。
- (6) 川や海などの水環境の保全に関すること。
- (7) 地域活性化に関すること。
- (8) その他、甲及び乙の協議により必要と認められること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲と乙は、必要に応じて協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、別途取り決めるものとする。

### （期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結日より令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から相手方に対する書面による本協定の変更又は解約の申し出がなければ、本協定を同一条件で1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

### （協定内容の変更及び解除）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、本協定を変更し、又は解除することができるものとする。

### （守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定の締結及び協働事業の実施にあたり知り得た相手方の秘密情報を、第1条に定める目的のためにのみ使用するものとし、相手方の承認を得ないで第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、弁護士等の外部専門家等に対して必要な範囲で開示する場合又は人の生命、身体若しくは財産の保護に必要な場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず、本協定が終了した後も前項に定める守秘義務を引き続き負うものとする。

### （疑義の決定）

第6条 本協定に定めの無い事項又は本協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、その対応を決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年12月21日

甲：三重県津市広明町13番地  
三重県  
三重県知事

一見勝之

乙：東京都港区六本木6-10-1  
六本木ヒルズ森タワー8階  
株式会社ポケモン  
代表取締役社長

石原修也